

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設 · 拡充 · 延長 · その他)

No	2	府省庁名	経済産業省																											
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()																													
要望項目名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更																													
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス供給業 (※)</th> <th>その他の事業 (資本金1億円以下の普通法人)</th> <th>その他の事業 (資本金1億円超の普通法人)</th> </tr> <tr> <th>課税標準</th> <th>収入金額</th> <th>所得割</th> <th>付加価値割、資本割、所得割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">税率</td> <td rowspan="3">1.0%</td> <td>800万円超</td> <td>7.0% 付加価値割 資本割</td> <td>1.2% 0.5%</td> </tr> <tr> <td>800万円以下</td> <td>5.3%</td> <td>800万円超 800万円以下</td> <td>1.0% 0.7%</td> </tr> <tr> <td>400万円超</td> <td></td> <td>400万円超</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td>400万円以下</td> <td>3.5%</td> <td>400万円以下</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table> 				ガス供給業 (※)	その他の事業 (資本金1億円以下の普通法人)	その他の事業 (資本金1億円超の普通法人)	課税標準	収入金額	所得割	付加価値割、資本割、所得割	税率	1.0%	800万円超	7.0% 付加価値割 資本割	1.2% 0.5%	800万円以下	5.3%	800万円超 800万円以下	1.0% 0.7%	400万円超		400万円超				400万円以下	3.5%	400万円以下	0.4%
		ガス供給業 (※)	その他の事業 (資本金1億円以下の普通法人)	その他の事業 (資本金1億円超の普通法人)																										
	課税標準	収入金額	所得割	付加価値割、資本割、所得割																										
	税率	1.0%	800万円超	7.0% 付加価値割 資本割	1.2% 0.5%																									
			800万円以下	5.3%	800万円超 800万円以下	1.0% 0.7%																								
			400万円超		400万円超																									
			400万円以下	3.5%	400万円以下	0.4%																								
			(※) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）（以下、「経過措置料金規制対象事業者」という。）以外の者が行うものを除く。																											
			<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の内容 <p>平成30年度税制改正において、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び経過措置料金規制対象事業者以外の者が行うガス供給業の課税方式については、その他の事業と同様の課税方式に見直されたが、ガスシステム改革による事業環境や競争状況の変化を踏まえ、未だ収入金課税の対象となっているガス供給業の法人事業税について、「その他の事業」と同様の課税方式へ変更する。</p> 																											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地方税法第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の7 地方税法施行令第22条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第2条、第7条 </div>																													
関係条文																														
減収見込額	[初年度] — (—) [改正増減収額] —																													
	(単位：百万円)																													

要望理由	<p>(1) 政策目的 ガス導管事業等のガス供給業の法人事業税の課税標準は収入金額とするとされており、「その他の事業」と異なる扱いになっている。以下に記載の理由から、「課税の公平性」を確立するため、一般の競争下にある「その他の事業」を行う企業と同様の課税方式に改めるものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないこととされているが、その前提は以下のとおり、大きく変化している。具体的には、ガス事業における規制緩和については、大口需要に対する自由化範囲が平成16年4月から50万m³以上に、19年4月からはさらに10万m³以上へ拡大され、平成29年4月からは小口も含めて全面自由化された。小売全面自由化を契機に小口の都市ガススイッチングが進むとともに、産業用等（大口）でも、燃料獲得競争が激化している。さらには、ガスは代替性があるエネルギーであることから、LPGや灯油等との競争に加え、昨今のオール電化住宅の普及による競争も激化しており、ガス供給業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めている。このため、ガス供給業においては既に一般の産業と同様の競争が発生しており、事業税の価格転嫁が容易であるという状況にはない。ガスシステム改革（平成27年6月にガス事業法改正）による小売の地域独占撤廃及び料金規制原則廃止が実施されたことを機に「課税の公平性」を確立することは、新規参入者と既存ガス事業者との競争活性化による料金抑制、更なる天然ガス利用拡大に寄与し、ガスシステム改革の目的達成に資することから、現行の課税方式の見直しが必要である。</p>
本要望に 対応する 縮減案	—

	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス																																		
合理性	政策の達成目標	ガス供給業は、法人事業税として収入金額（ガス売上）に課税されることから、他の一般企業と同等の税負担水準とすることを通じて、課税の公平性を図る。																																		
		売上高に対する租税負担率の業種間比較 (単位 : %)																																		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>ガス</th><th>全産業</th><th>製造業</th><th>化学工業</th><th>石油製品等 製造業</th><th>鉄鋼</th><th>機械 製造業</th><th>電力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td><td>5.5 (3.4)</td><td>1.9 (0.7)</td><td>1.9 (0.5)</td><td>3.0 (0.5)</td><td>0.8 (0.2)</td><td>1.6 (1.0)</td><td>1.8 (0.4)</td><td>3.9 (3.6)</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>4.7 (3.2)</td><td>2.0 (0.7)</td><td>1.9 (0.5)</td><td>2.5 (0.6)</td><td>0.5 (0.2)</td><td>1.3 (0.9)</td><td>1.9 (0.4)</td><td>4.0 (3.4)</td></tr> <tr> <td>R1</td><td>5.2 (3.3)</td><td>1.9 (0.7)</td><td>1.9 (0.5)</td><td>2.7 (0.6)</td><td>0.1 (0.2)</td><td>0.8 (1.0)</td><td>1.7 (0.5)</td><td>4.3 (3.3)</td></tr> </tbody> </table>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等 製造業	鉄鋼	機械 製造業	電力	H29	5.5 (3.4)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	3.0 (0.5)	0.8 (0.2)	1.6 (1.0)	1.8 (0.4)	3.9 (3.6)	H30	4.7 (3.2)	2.0 (0.7)	1.9 (0.5)	2.5 (0.6)	0.5 (0.2)	1.3 (0.9)	1.9 (0.4)	4.0 (3.4)	R1	5.2 (3.3)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	2.7 (0.6)	0.1 (0.2)	0.8 (1.0)
	ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等 製造業	鉄鋼	機械 製造業	電力																												
H29	5.5 (3.4)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	3.0 (0.5)	0.8 (0.2)	1.6 (1.0)	1.8 (0.4)	3.9 (3.6)																												
H30	4.7 (3.2)	2.0 (0.7)	1.9 (0.5)	2.5 (0.6)	0.5 (0.2)	1.3 (0.9)	1.9 (0.4)	4.0 (3.4)																												
R1	5.2 (3.3)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	2.7 (0.6)	0.1 (0.2)	0.8 (1.0)	1.7 (0.5)	4.3 (3.3)																												
出典：法人企業統計年報（財務省）他 ※下段は事業税外形部分及び固定資産税等																																				
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置																																			
同上の期間中の達成目標	ガス使用者の利益保護や、ガス事業の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向け、「その他の事業」との公平な競争条件を確保する。																																			
有効性	政策目標の達成状況	一																																		
	要望の措置の適用見込み	私営都市ガス事業者（旧一般ガス事業者）173社、 特定ガス導管事業者32社（2021年3月末時点） その他、新規参入者のうち「ガス製造事業者」に該当するガス小売事業者にも影響する場合あり																																		
相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（ガス事業）に対する「課税の公平性」を確立するものである。 本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による措置が適している。 本措置がない場合、他の産業との税負担水準の格差が改善されない。																																		
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。																																		
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。																																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	一																																		
	要望の措置の妥当性	本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものである。また、自由化や燃料間競争の進展しているガス供給業において、「他の事業」並みの税負担水準とすることは、課税の公平性の観点から妥当である。																																		

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	公平な競争条件を確保するために、課税方式を「その他の事業」と同様とすることにより、「その他の事業」との税負担水準の格差を改善する。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 50 年度税制改正から「その他の事業と同一の扱い」にするよう継続的に要望。 ・平成 30 年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び経過措置料金規制対象事業者以外の者が行うものを除外。